

福島県知事 内堀 雅雄 様

2023年1月13日

原発事故被害から健康と暮らしを守る会

代表 紺野 則夫

(公印省略)

**「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置の見直し」決定撤回
又は、被爆者援護法に準じた法整備「健康手帳の交付」の実現要請について**

貴職にあつては、県民の安全、安心、福祉と健康増進に邁進することに心より敬意を表します。

さて、私たちは、昨年4月8日に復興大臣が厚生労働省と連名で発表した「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置の見直し」決定について、原子力災害被害の特殊性に鑑み、方針を撤回し強く継続を求めています。

承知の通り、上記対象被災地域にあつては、いまもって原子力非常事態宣言下にあり復興渦中です。東京電力第一原子力発電所の重大事故による被害は甚大かつ永続的に、課題が多岐にわたる被災です。重大事故を起こした東京電力と国策として原子力政策をすすめてきた国の責任は計り知れず未来永劫逃れることはできません。

また被災県としても被災県民に寄り添う県政姿勢を全うすることは論を待ちません。被災者に寄り添う被災県としては、唯々諾々として現状を追認する姿勢はいただけません。県は原子力と共存してきた反省に立ち、原発重大事故後、原子力に依存をしない社会づくりを目指してきました。同時に被災者に寄り添い、被災者の救済、健康、生活再建、復興に力を注ぐ決意を表しています。県は、原子力政策を推進し重大事故を起こした国の責任を問い、「公平さを欠く」とまで嘗められた暴言を許さずに、国に対して毅然とした姿勢を示すべきです。

今回の「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置の見直し」決定について以下の要請を致します。

記

- 1、「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置の見直し」決定の撤回を政府及び関係省庁に行うこと。
2. 現行の「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置」を継続、又は被爆者援護法を準用する法整備「健康手帳の交付」をはかるなど、被災者が安心できる措置の永続性及び被災対象者の拡充、拡大を国に要請すること。
- 3、現行の「原子力災害被災地域における医療、介護保険料等減免措置」の改正措置を広く県民に周知し、意思を尊重すべき説明会又は公聴会を県主催で行うこと。

以上